

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一三、九四五

中巨摩郡

五、四七八

南都留郡

一二、九三三

甲府市

五一、四六五

富士吉田市

一三、四〇九

都留市・西桂町

九、四四一

山梨市

九、五五四

大月市

六、六一四

韮崎市

八、〇六一

南アルプス市

一九、七五一

北杜市

一三、三一四

甲斐市

二〇、九一六

笛吹市

一八、九七七

上野原市・北都留郡

六、八〇五

甲州市

中央市

八、六四〇

八、一三七